

2015年3月9日

法務省・法務総合研究所国際協力部

カンボジアの商事仲裁制度について

報告者 ブン&アソシエイツ (Bun & Associates) 法律事務所
ブン・ユーディ (Bun Youdy, パートナー弁護士)
田宮彩子 (マネージャー, 日本法弁護士)

第1章	はじめに
第2章	カンボジアの商事仲裁制度の歴史と発展
第3章	法的枠組
第4章	組織的枠組
第5章	NCAC（国立商事仲裁センター）の手続
第6章	商事仲裁判断の拒否と承認及び執行（内国及び外国仲裁判断）
第7章	解決されるべき課題

添付1	略語表
添付2	カンボジア商事仲裁の歴史と発展（時系列）
添付3	カンボジアの商事仲裁の流れ

第1章 はじめに

世界各国同様、カンボジアも仲裁制度を紛争解決制度のひとつとして採用している。現在カンボジアには、①労働仲裁と②商事仲裁という2つの柱となる仲裁制度が存在している。

労働仲裁は、労働法（1997年）および労働省令¹に従って2003年に設立された「仲裁評議会」（Arbitration Council）²によって管理されている。仲裁評議会は同事務局によって運営されるカンボジア初の仲裁センターであり、独立かつ中立の機関である。財務面および技術面では仲裁評議会財団（Arbitration Council Foundation, 2004年設立）による支援を受けている。労働仲裁は、労働条件、職場内の組合の承認や活動等に関する労使間の集団労働争議を解決することを目的としており、公平性を保つため、労働者側、雇用者側、労働省から選ばれた3人の仲裁人が仲裁委員会を形成して仲裁手続を進める。現時点で、仲裁評議会は30名の仲裁人を擁する。昨今のカンボジアの経済発展に伴い、集団労働争議の件数、業種は年々拡大している。仲裁評議会は既に10年以上の歴史を有しており、国民から一定の評価、信頼を得ているほか、そこで出された裁定（判断）が実務上労働法の解釈指針にもなっている。

¹ 仲裁評議会に関する労働省令 No.338（2002年）

² <http://www.arbitrationcouncil.org/>

商事仲裁は、労働仲裁と比較すると新しい制度である。カンボジアは過去数十年間にわたり、いくつかの重要な条約に加盟し、それを実施するための国内法や規則を整備してきた。そして、2006年に商事紛争を解決する国立商事仲裁センター（National Commercial Arbitration Centre=NCAC）³が設立され、最近になりその活動が開始された。NCACはNCAC総会の監督下にあり、同事務総局によって運営されている。NCACの仲裁人は、①自然人（仲裁人としてNCACに登録した個人）、②法人（カンボジア商工会、カンボジア弁護士会、経済人で構成される団体）、③団体に分類される。現時点で、NCACは自然人、法人を合わせて52人の仲裁人を擁している。

本レポートは、カンボジアの商事仲裁制度の概要について説明する。まず前提として、カンボジアの商事仲裁制度の歴史と発展について触れ、その後法的枠組、組織的枠組、仲裁手続、承認及び執行手続について触れることとする。そして最後に、今後解決されるべきカンボジアの商事仲裁制度の課題について述べる。

第2章 カンボジアの商事仲裁制度の歴史と発展

1960年1月5日に「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（「ニューヨーク条約」）に加盟した後の数十年間、カンボジアは幾度かの政権移行、政治的不安定状態を経験してきた。その結果、商事仲裁は2001年に「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を承認及び実施するための法律」（「ニューヨーク条約の実施に関する法律」）が制定されるまで再び検討されることがなかった。同法は、カンボジアのニューヨーク条約への加盟がなお有効であることを宣言し、外国仲裁判断の承認及び執行に必要な手続きを規定することによって、カンボジアにおける外国仲裁判断の承認を再確認した。

2003年、世界貿易機構（WTO）への加盟交渉の中、カンボジアは国内の貿易および投資環境を強化するための数多くの法律の整備に同意した。その一環として、近代的な紛争解決制度の重要性を認識したカンボジアは、2006年5月5日、商事仲裁法（「仲裁法」）を制定した。

³ <http://ncac.org.kh/>

仲裁法は、①カンボジアの商事仲裁手続を規定する、②NCACの設立権限を付与するという2つの重要な機能を有している。これら機能を果たすため、仲裁法は商事仲裁に関する具体的な手続きを規定するとともに、NCACの組織と機能を規定している（詳細は政令に委任）。

「国立商事仲裁センターの組織と機能に関する政令」（「政令」）が2009年7月24日に発令され、同政令はNCAC設立の任務を担う「発足・選任委員会」を任命した。設立後、同委員会はNCACの設立メンバーを選任し、彼らに仲裁人となるための研修を行う準備に入った。また、政令に従い、設立メンバーは仲裁法や政令では規定されていないNCACの運営に必要な全ての規則と手続を起草した。この努力の結果、NCACの内部規則案と仲裁規則案が完成した。

2014年7月11日、NCACの第1回総会が開催され、上記内部規則と仲裁規則が採択された。また、政令に従い、発足・選任委員会はNCACの総会と理事会が開催された後、解散された。

第3章 法的枠組

カンボジアの商事仲裁制度は、国際条約、国内法、規則から契約当事者間の合意に至るまで、法的に多様な層で構成されている。本章では、それらの規定がカンボジアの商事仲裁にどのような関係を有するかを説明する。

1 国際条約

カンボジアは、ニューヨーク条約と「国家と他の国家の国民との投資紛争の解決に関する条約」（「ICSID条約」）という2つの主要な国際条約の加盟国である。

さらにカンボジアは、カンボジア国民と他国の国民との間の紛争に関する仲裁を約束した数多くの二国間投資協定を締結している。

（1）ニューヨーク条約

ニューヨーク条約は、カンボジア国内における外国仲裁判断の承認及び執行に関して適用される。外国仲裁判断には、他国で下された仲裁判断とカンボジア法上国内の仲裁判断とみなされない

仲裁判断が含まれる⁴。外国仲裁判断の承認及び執行に関し、ニューヨーク条約は以下のように規定している。

ニューヨーク条約第2条

1. 各締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。
2. 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。
3. 当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

第5条

1. 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。
 - (a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。
 - (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。

⁴ ニューヨーク条約第1条第1項

- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断が付託されなかった事項に関する判断から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
 - (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと。
 - (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。
2. 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
- (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
 - (b) 判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。

これら義務は、カンボジア国内の仲裁にも大きな影響を与える。例えば、カンボジア国内で仲裁判断を受け取った当事者は、どの締約国でも仲裁判断を執行できるし、その逆も同様である。また、仲裁合意がある場合の一方当事者の請求により、カンボジアの裁判所はその紛争を仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

(2) ICSID 条約

ICSID 条約は、締約国と他の締約国の国民との紛争を解決する制度を設立した。しかし、同条約はそのような全ての紛争に適用されるわけではなく、国際投資紛争解決センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes=ICSID) の管轄内で起きた紛争に関してのみ適用される。ICSID の管轄要件を満たすために、両当事者は当該紛争が ICSID 規則に従った仲裁に提出されることに同意しなければならない。一方当事者は一締約国で、他

方当事者は他の締約国の国民でなければならない。また、当該紛争は直接投資に絡む法的紛争でなければならない⁵。

カンボジアにはこれまで ICSID に提出された紛争が 1 件ある。カンボジアの電力会社とカンボジア国及び電力公社との間の紛争である⁶。このケースでは、申立人が、カンボジア国と電力公社が彼らの投資プロジェクトを支援する義務、すなわちプノンペン近郊に発電所を建設する義務を怠ったと主張した。すなわち、発電所が結局建設されず、申立人はこれにより投資による収益を失ったと主張した。

(3) 二国間投資協定

ニューヨーク条約や ICSID 条約に加え、カンボジアには数多くの二国間投資協定が存在する。カンボジアと他国との間の投資協定は、通常投資に関する公平な扱い、強制収用、投下資本の回収、また（本レポートとの関係でもっとも重要な）紛争解決の方法に関する条項を含んでいる。カンボジアの投資協定は、一般的に 1 つか 2 つの拘束力ある紛争解決方法を提供し、通常 ICSID 規則に基づく仲裁もしくは特別な仲裁の形式を採用している。

例えば、カンボジアとマレーシアの間の二国間投資協定第 6 条は、もし一方当事者の投資家と他方当事者の間の紛争が、交渉により 6 か月以内に解決されない場合は、投資家は当該案件を下記のいずれかに持ち込むことができるとしている。

- 1965 年 3 月 18 日にワシントン D.C. で署名された「国家と他の国家の国民との投資紛争の解決に関する条約」に基づく国際投資紛争解決センター（ICSID）。この場合、両当事者は同条約の締約国でなければならない。
- 国連国際商取引委員会（United Nations Commission on International Trade Law=UNCITRAL）の仲裁規則に基づいて

⁵ ICSID 条約第 25 条第 1 項

⁶ *Cambodia Power Co. v. Kingdom of Cambodia Electricité du Cambodge*, ICSID Case No. ARB/09/18 24 (Decision on Jurisdiction, 2011) (Neil Kaplan CBE QC SBS, Et Al. Arb.) retrieved from <http://www.italaw.com/sites/default/files/archive/italaw1407.pdf> (last visited January 06, 2015).

設立された仲裁人もしくは国際特別仲裁機関。紛争当事者は仲裁規則の変更を書面で合意することができる。ここでの仲裁判断は、紛争当事者にとって最終かつ拘束力のあるものとなる。

2 国内法

カンボジアの仲裁を規律する国内法は、仲裁法、民事訴訟法、ニューヨーク条約の実施に関する法律および民法である。この章では、これらの法について順に説明する。

(1) 仲裁法

仲裁法は、カンボジアにおける全ての商事仲裁を規律する。仲裁法の中の重要な規定は、①法の目的、②有効な仲裁合意の要件、③仲裁廷の構成、④仲裁廷の管轄、⑤仲裁手続規則、⑥仲裁判断の起草、⑦仲裁判断の承認及び執行である。これらのうち、第6章で述べる⑦仲裁判断の承認及び執行以外について順に説明する。

仲裁法の目的は、当事者の法的権利、利益を守るために、また経済の健全な発展を促進するために、当事者の要請に従って商事紛争を公平かつ迅速に解決することを促進することにある⁷。鍵となる用語は「商事紛争」である。この用語は、仲裁法の適用範囲を商取引に絡む紛争に限定する。留意すべき点は、仲裁法はその適用にあたり内国仲裁と外国仲裁を区別していないが、商事紛争と非商事紛争は区別していることである。すなわち、仲裁法は、内国仲裁であれ外国仲裁であれ、カンボジア国内で仲裁の対象となる全ての商事紛争に適用されるということである。「商事」に関して、仲裁法は下記のとおり非常に広い定義をしている。

仲裁法第2条 (i)

「商事」という用語は、商業的な性格の全ての関係から生じる事項を含むように広く解釈しなければならず、契約から生じるか否かを問わない。商業的な性格の関係は以下の取引を含むが、これに限られない：物品又は役務の供給又は交換のための商取引、販売契約、商事代理・仲介、債権買取、賃貸、建設、コンサルティング、エンジニアリ

⁷ 仲裁法第1条

ング、ライセンスング、投資、金融、銀行業務、保険、開発契約又は
コンサルション、合併事業その他の形態の産業協力又は業務協力、航
空機・船舶・鉄道又は道路による物品又は旅客の運送

仲裁法は、仲裁合意に関しても「契約の中の仲裁条項もしくは
別途作成された合意」と広く定義している⁸。仲裁合意に関する唯
一の要件は、書面でなされなければならないということである。
両当事者が署名した書類中の合意、交換文書や電子的通信手段の
中の合意の記録、もしくは一方当事者の合意の存在の主張に対し
相手方が主張書面の中でその存在を否定しなかった場合は、書面
でなされた仲裁合意が存在するとみなされる⁹。

このように書面による合意の定義が非常に広い一方で、重要な
議論がある。合意の記録を残した交換文書や電子的通信手段には
署名がなされていなければならないかである。これまで、この点
に関して関連省庁は解釈を明らかにしていない。現時点では、全
ての仲裁合意は通常仲裁合意書（仲裁契約書）の形式をとり、
両当事者が文書に署名することが推奨される。なお、現在電子商
取引法の起草が進められており、同法の中では電子署名の有効性
について触れられる予定である。

仲裁廷の構成は比較的シンプルである。当事者は必要と思う数
の仲裁人を自由に選任することができる¹⁰。当事者に課せられる
唯一の制限は、仲裁人の数は奇数でなければならないということ
である。当事者が何人の仲裁人を選任するかで合意に至らない場
合は、法に従い3人の仲裁人が選任される。さらに、当事者は仲
裁人の選任手続きに関して合意をすることができる。当事者が合
意に至らない場合は、法に従い、3人の仲裁人のうち各当事者が
それぞれ1名を選任し、選任された2人の仲裁人が3人目の仲裁
人を選任することになる¹¹。仲裁法は仲裁人が1名の場合の選任
方法を規定していないが、第5章で述べるNCACの仲裁規則がそ
の手続きを規定している。最後に、当事者の合意がない限り、い

⁸ 仲裁法第7条

⁹ 同上

¹⁰ 同法第18条

¹¹ 同法第19条(3)

かなる仲裁人もその国籍だけを理由に仲裁人として活動することを禁止されることはない¹²。しかし、公正さや独立性に関する正当な疑いや当事者間で合意した仲裁人としての資格、要件を満たさない場合は、忌避を申し立てられる場合がある¹³。

仲裁廷が設立されると、仲裁合意の存在、有効性に関する異議を含めて当該仲裁廷が判断する権限を有する¹⁴。契約書の中の仲裁条項は、契約本体から分離かつ独立した合意とみなされ、仲裁廷が契約は無効と判断しても仲裁条項は無効にはならない¹⁵。なお、仲裁廷の管轄に関する異議は、反論書面提出までに申し立てなければならない¹⁶。

仲裁法第6章の最初に規定されている原則で、仲裁手続に関して当事者の合意によっても変更することのできない点は、両当事者の平等待遇、両当事者の攻撃防御の機会の保障および代理人を選任する自由である¹⁷。仲裁手続に関するそれ以外については、当事者の自由に委ねられている。特に、仲裁法は当事者に対し、手続のルール、手続の場所、仲裁の開始、言語、主張と反論、尋問と書面による手続、欠席、鑑定人、証拠の収集に関する裁判所の関与について、合意で変更することを認めている¹⁸。

一般論として言うと、両当事者と仲裁廷は、仲裁判断に何を含めるかについて大きな柔軟性を有している。例えば、両当事者は、仲裁判断にその理由を含めないことを要求することができる。しかしながら、仲裁判断は、仲裁法の下で有効とされるために、一定の基本的要件を満たさなければならない¹⁹。まず第一に、仲裁判断は書面で作成され、仲裁人が1人の場合はその仲裁人によっ

¹² 仲裁法第19条(1)

¹³ 同法第20条

¹⁴ 同法第24条(1)

¹⁵ 同上

¹⁶ 同法第24条(2)

¹⁷ 同法第26条

¹⁸ 同法第27条～第35条

¹⁹ 同法第39条

て、仲裁人が複数の場合はその過半数による署名がなされなければならない。第二に、当事者が理由を含めないと合意しているか、当事者の話し合いに基づく仲裁判断の場合でない限り、理由を示さなければならない。第三に、仲裁判断は仲裁人の報酬および仲裁に付随する費用を含む仲裁費用に関する当事者間の負担を明らかにしなければならない。最後に、仲裁判断は日付と仲裁地の記載を含んでいなければならない。

(2) 民事訴訟法

民事訴訟法は、内国仲裁判断および外国仲裁判断の執行手続（執行決定）について規定している²⁰。また、同法は仲裁手続中の裁判所による保全処分についても規定している。従って、民事訴訟法はカンボジアでの仲裁手続に対する直接の関係は有していないものの、それに対する裁判所の支援および将来の仲裁判断の執行の観点から極めて重要である。

(3) ニューヨーク条約の実施に関する法律

- (i) ニューヨーク条約の実施に関する法律は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する手続を規定している。ニューヨーク条約の実施に関する法律は、外国仲裁判断を「カンボジア以外の国で出された、もしくはカンボジア以外の国の手続に従って出された仲裁廷の判断」と定義している²¹。この定義は仲裁法における国際仲裁の定義と明らかな差異がある。すなわち、仲裁法は国際仲裁について、①仲裁合意の当事者が、その合意時に異なる国に営業所を有していた場合、②仲裁合意による仲裁地、または商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連する地が、当事者が営業所を有している国の外にある場合、③当事者が仲裁合意の対象事項が2か国以上に関連すると明示的に合意している場合の仲裁と定義している²²。一方は外国仲裁判断の定義を定め、他方は国際仲裁の定義を定めているため、差異が生じることはおかしなことではないが、第7章で

²⁰ 民事訴訟法第253条第1項

²¹ ニューヨーク条約の実施に関する法律第2条第1項

²² 仲裁法第2条(h)

述べるとおり、カンボジアの手続法の下で国際仲裁で解決しようとする当事者は、その仲裁判断がニューヨーク条約の下では外国仲裁判断とはみなされない可能性があることに留意しなければならない。

(4) 民法

民法は仲裁とは直接の関係を有しない。しかしながら、民法は契約の基本原則と共に、有効な契約を締結するための当事者の行為能力を規定しており、それは仲裁合意書もしくは仲裁条項を含む契約の効力に影響を与える可能性がある。留意すべき基本的条文は以下のとおりである。

- 民法 17 条は、18 歳未満の者を未成年者と定めている。同法 18 条よると、未成年者が親権者または未成年後見人の同意を得ずにした行為は取り消すことができる。
- 第 4 章「債務」は、契約の成立要件（336 条）や意思表示の瑕疵（345 条～）、契約の無効（357 条）などを規定しており、それら規定は仲裁合意もしくは契約全体の有効性に直接の影響を与える。

3 仲裁規則

現在、NCAC のみがカンボジアの商事仲裁を規律する規則を有している。NCAC の仲裁規則（「NCAC 規則」）は仲裁法に従いながら、仲裁法では定められていない仲裁手続の詳細について定めている。また、国際的に最も優れた仲裁実務に従って起草されており、特にシンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre=SIAC）の仲裁規則を土台にしている。NCAC 規則は、当事者が NCAC に付託すると合意した全ての紛争、もしくは当事者が NCAC には付託しないけれども NCAC 規則を適用すると合意した場合に適用される²³。

4 仲裁合意

仲裁合意は全ての仲裁のはじまりであり、それらなくして仲裁は成立しない。その重要性から、ニューヨーク条約、ICSID 条約、仲

²³ NCAC 規則 2.1

裁法、民事訴訟法および NCAC 規則は、全て仲裁合意の要件や意味について述べている。

仲裁合意は極めて重要ながら、仲裁法とニューヨーク条約は仲裁合意の成立に関して限定的な要件を課している。仲裁法の下では、仲裁合意は有効とされるためには書面でなされなければならない。ニューヨーク条約の下では、仲裁合意が書面でなされ、かつ両当事者が仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者間で既に生じているか、または生ずることのある紛争の全部または一部を仲裁に付託すると約している場合、締約国は仲裁合意を承認することに拘束される²⁴。これら2つの規定からすると、仲裁合意の最も重要な側面は、書面でなされ、紛争の仲裁への付託が明確にされていることである。

有効な仲裁合意の形成に関しては非常に限られた要件が課されている一方、当事者は将来の紛争をスムーズに解決するために、仲裁合意の中でさらにいくつかの点を明らかにしておくべきである。最も重要な追加事項は、仲裁人の選任、仲裁地、仲裁の言語、契約の解釈に用いられる準拠法および当事者の義務に関係する。仲裁法の下では、当事者は奇数である限り自由に仲裁人の数を選ぶことができる。仲裁地、言語、準拠法に関する制限はない。

以下は NCAC の仲裁条項のモデルである。

(例)

本契約に関連して起こったいかなる紛争（契約の成立、有効性、履行または解除に関する争点を含む）も、仲裁開始時点で施行されている NCAC 規則に従ってカンボジア国内の仲裁によって最終的に解決されるものとする。また本条項により、NCAC 規則は本契約の一部を構成するものをみなされる。

仲裁廷は○人（奇数）の仲裁人で構成されるものとする。

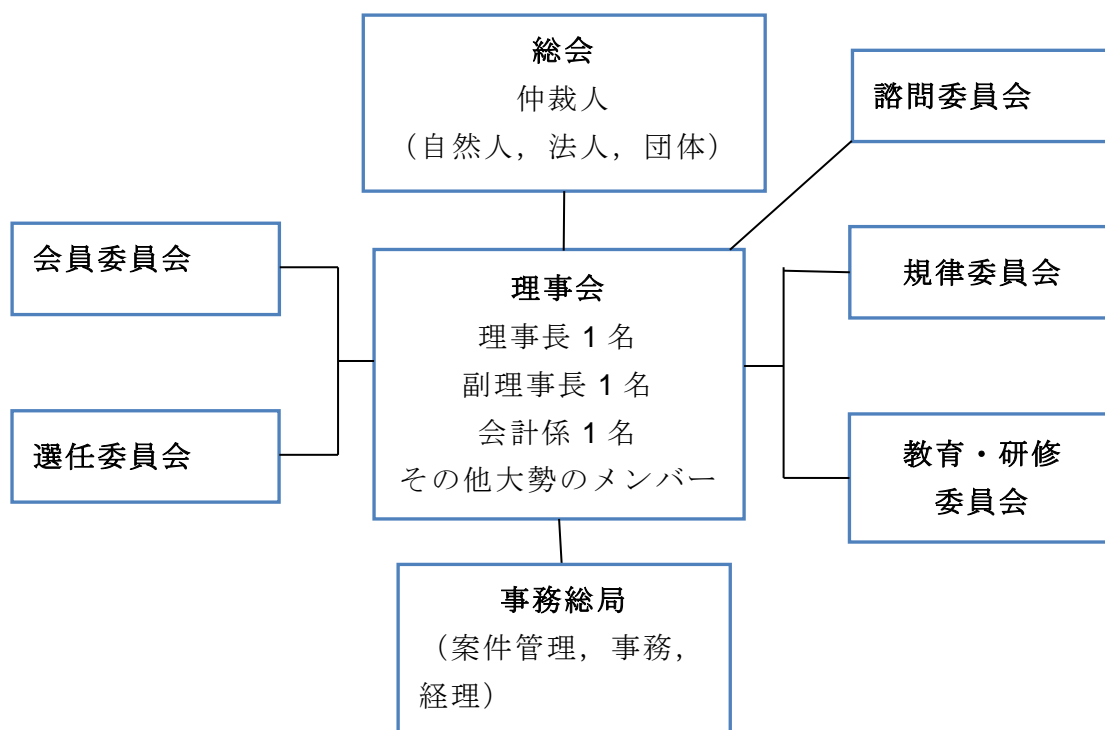
仲裁で使用される言語は○○語とする。

本契約は○○法を準拠法とする。

²⁴ ニューヨーク条約第2条第1項

第4章 組織的枠組

1 NCAC（国立商事仲裁センター）とは



NCAC は現時点ではカンボジアで唯一の商事仲裁センターである。仲裁法は、NCAC は商業省の支援の下に設立され、他方で完全に独立した機関であると規定している²⁵。NCAC は、総会、理事会、事務総局という主に3つの独立した機関で構成される。

(1) 総会

総会は NCAC の仲裁人によって構成される最高意思決定機関である²⁶。総会は年次総会で下記の事項を決定する責任を負う²⁷。

- 理事会の年間活動報告書及び監査済み年間財務報告書の承認
- NCAC の年間予算の承認

²⁵ 仲裁法第10条

²⁶ 政令第3条

²⁷ 同第4条

- 理事会の理事の選任および解任
- 以下の採択または変更
 - NCAC の内部規則その他の規則
 - NCAC 規則
 - 仲裁手続の手数料
 - 仲裁人の倫理規定
 - 登録要件，手数料を含む仲裁人の登録手続
- 理事会への権限委譲

総会は，毎年定期的で開催されるほか（年次総会），必要に応じて開催される（臨時総会）。

（２）理事会

理事会は総会で選ばれた 5 人から 7 人のメンバーで構成される²⁸。理事会は NCAC の日々の業務を管理し決定を下す。理事会での決定は，総会で否定されない限り最終的なものである。理事会は以下の事項について責任を負い²⁹，最低毎月 1 回会議を行う。

- NCAC の日々の業務の処理
- NCAC の方針の立案および採択
- 事務総局のスタッフの雇用，給与の設定，解雇を含む人事
- 年間財務報告および予算の立案
- 研修活動の調整，監督
- 総会決定事項の実施

（３）事務総局

事務総局は，副事務局長のサポートの下，事務局長によって運営され，いずれも理事会によって任命される³⁰。事務総局は以下の事項について責任を負う³¹。

- NCAC の日々の業務，活動の管理
- 理事会で決定された方針の実施
- 理事会，総会その他の会議の準備

²⁸ 政令第 8 条

²⁹ 同第 9 条～第 11 条

³⁰ 同第 25 条

³¹ 同第 26 条

- 書類の保管
- NCAC のメンバーの活動に有益な仲裁に関係する情報収集
- NCAC の支援の一環として行う活動やプロジェクトの準備
- 理事会で承認された条件に従い、メンバーに有料で提供する秘書業務
- NCAC の出版事業の支援およびウェブサイトの管理運営
- 研修の準備
- 理事会から指示されたその他の業務

2 仲裁への裁判所の関与

国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL モデル法）をそのまま採用した仲裁法第 9 条によると、当事者が仲裁手続の前または手続中に、仲裁廷ではなく裁判所に暫定保全措置を求め、裁判所がそのような措置を認めることは仲裁合意に抵触しない。

仲裁法は「暫定（保全）措置」について定義をしておらず、我々が知る限り、裁判所もしくはカンボジア政府によるこの用語に関する判例、解釈はこれまでない。他方、国際商事仲裁モデル法は、当事者の利益を広く守るために、裁判所が下すあらゆる種類の措置を含めることができるよう暫定措置を非常に広く定義している。同法によると暫定措置は、本案に関して仲裁廷の判断に影響を与えることのない必要かつ緊急の処分で、①紛争解決の間の現状の維持もしくは回復、②現在もしくは差し迫った危害、または仲裁手続そのものに対する不利益を引き起こしそうな行動を回避するための措置、③後に続く仲裁判断で容認される可能性のある資産の保全手段の提供、④紛争の解決に関連する重要な証拠の保存といった命令を含む³²。

上記国際商事仲裁モデル法の定義に従うと、裁判所による暫定措置には民事訴訟法で規定されている「保全処分」も含まれる。民事訴訟法における保全処分は 2 つの場合にのみ認められる。すなわち、①執行債務者の財産の現状が変更されることによって、強制執行ができなくなりもしくは著しく困難になるおそれがあるとき、または②権利関係に争いがあることによって、当事者の一方の地位に著し

³² 国際商事仲裁モデル法（2006 年改正）第 17 条第 2 項

い損害もしくは急迫な危険を生ずるおそれがあるときである³³。保全処分の種類は、仮差押え、係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分である³⁴。

結論として、仲裁法上の裁判所による暫定措置は、実務上は裁判所の保全処分という形式で実施されることになると考えられる。

第5章 NCAC の手続

NCAC 規則は NCAC によって運営される仲裁手続の詳細を定めている。NCAC 規則が仲裁法に忠実に従って制定されている一方、NCAC 規則は仲裁法よりはるかに詳細な内容を定めている。この章では、NCAC によって運営される仲裁手続の概要を説明する。

1 仲裁手続の開始

NCAC 規則の下での紛争解決の第一歩は、申立人による仲裁の申立てである。NCAC によって申立てが受理されるためには、申立書に以下の事項が記載されていなければならない³⁵。

- 紛争を仲裁に付託する旨の申立て
- 両当事者及び（いる場合）代理人の連絡先
- 認識している範囲での両当事者の国籍または会社情報（該当する場合）
- 紛争に関連する契約その他の関係と（可能な場合）その写し
- 紛争の性質・状況，求める救済・賠償に関する簡単な説明および（可能な場合）申立人が主張しようとする権利の一次的な金銭的評価
- 合意された仲裁人の数。合意がない場合は，1人か3人で希望する仲裁人の数
- （もしあれば）準拠法，仲裁に使用される言語，合意されたかもしくは希望する仲裁人の国籍や資格要件など仲裁の実施に関する陳述もしくは提案

³³ 民事訴訟法第 530 条

³⁴ 同法第 531 条

³⁵ NCAC 規則 7.1

なお、仲裁手続で使用される言語にかかわらず、申立書はクメール語または英語で作成されなければならない。

仲裁の申立書には以下の事項も含めることができる³⁶。

- 仲裁人の選任もしくは選任を NCAC に委ねる旨の陳述
- 申立てに関する陳述

NCAC は要件を満たした申立書を受領した後、その旨を相手方に通知する³⁷。当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続は相手方が通知を受領した日から仲裁手続が開始したものとみなされる³⁸。

相手方は、上記通知の受領から 15 日以内に、申立てに対する答弁書を提出しなければならない。答弁書には以下の内容を含めるものとする³⁹。

- 申立書の記載に誤りがある場合、相手方および（いる場合）代理人の連絡先
- 申立書の記載に誤りがある場合、認識している範囲での両当事者の国籍もしくは会社情報（該当する場合）
- 申立ての全てもしくは一部の簡単な認否
- 相手方が主張しようとする反対請求もしくは相殺の抗弁に関する簡単な説明および（可能な場合）相手方の反対請求もしくは相殺の抗弁に関する一次的な金銭的評価
- 合意された仲裁人の数。合意がない場合は、1 人か 3 人で希望する仲裁人の数
- （もしあれば）準拠法、仲裁に使用される言語、合意されたかもしくは希望する仲裁人の国籍や資格要件など仲裁の実施に関する陳述もしくは提案、または申立書にある提案に対する回答

³⁶ NCAC 規則 7.2, 7.3

³⁷ 同 7.6

³⁸ 同 7.7

³⁹ 同 8.1

なお、仲裁手続で使用される言語にかかわらず、答弁書もクメール語または英語で作成されなければならない。

答弁書には以下の事項も含めることができる⁴⁰。

- 仲裁人の選任もしくは選任を NCAC に委ねる旨の陳述
- 防御に関する陳述

2 仲裁廷の構成

当事者は仲裁人の選任方法を自由に合意することができる。一定期間に当事者が合意に至らない場合は、その選任は NCAC 規則に従って行われる⁴¹。当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は3人の仲裁人で構成される⁴²。仲裁人が3人の仲裁廷の場合は、各当事者が1人の仲裁人を選任し、選任された2人の仲裁人は3人目の仲裁人（仲裁廷の議長）を選任する。仲裁人が1人の仲裁廷の場合は、両当事者が共同で1人の仲裁人を選任する義務を負う⁴³。当事者が一定期間内に仲裁人を選任しない場合は、仲裁人選任委員会が仲裁人の選任を行い、当事者はそれにかかる追加費用を負担することになる。

NCAC 規則の下で仲裁人を選任する場合に両当事者に課せられる唯一の制限は、仲裁人は独立かつ公平でなければならないということである。仲裁人の独立性及び公平性に疑義が生じる事情が存在する場合にその事情を当事者や事務総局、仲裁廷に開示することは、その事情を知っている仲裁人の義務である⁴⁴。仲裁人の選任が一方当事者にとって受け入れがたい場合は、一定の要件の下でその選任について争うことができる⁴⁵。

3 仲裁手続

⁴⁰ NCAC 規則 8.2, 8.3

⁴¹ 同 10.1

⁴² 同 9

⁴³ 同 10.2, 10.3

⁴⁴ 同 12.2

⁴⁵ 同 13

仲裁廷が構成されると、仲裁廷はその後の仲裁手続の計画を立て最も適切かつ経済効率性の高い方法を協議するために、両当事者を招集して準備的会議を行うことができる⁴⁶。また、当事者は事務総局に対し、2件もしくはそれ以上の仲裁を1件の仲裁に併合するよう要求することができる⁴⁷。複数の仲裁を併合するか否かを決定するにあたっては、事務総局は以下の事柄を考慮しなければならない⁴⁸。

- 複数の仲裁の全ての申立てが同一の仲裁合意の下で行われているか
- 複数の申立てが異なる仲裁合意の下で行われている場合、複数の仲裁の当事者が同一か、同じ法律関係から生まれた紛争か、それらの仲裁合意は両立しうるか
- 複数の仲裁で既に仲裁人が選任されているか。もしそうであれば、選任された仲裁人が同一か異なるか

2件以上の仲裁を併合する場合は、当事者間に別段の合意がない限り、いずれの仲裁手続も開始していない場合はNCACが最初に申立書を受領した仲裁に、いずれかの仲裁手続が開始している場合は最初に手続が開始された仲裁にその他の仲裁が併合される⁴⁹。

申立人は、仲裁の申立ての際に申立てに関する陳述を記載していない場合、仲裁廷の構成の通知から30日以内に申立てに関する主張書面を提出しなければならない。主張書面には以下に関する詳細を記載するものとされている⁵⁰。

- 申立てを根拠付ける事実
- 申立てを根拠付ける法的事由、主張
- 求める救済方法および金銭的評価が可能な申立て全てについての金額

⁴⁶ 同 20.2

⁴⁷ NCAC 規則 21.1

⁴⁸ 同 21.2

⁴⁹ 同 21.3

⁵⁰ 同 22.2

相手方は、答弁書を提出した際に防御に関する陳述を記載していない場合、申立てに関する主張書面を受領した日から 30 日以内に反論書面を提出しなければならない。反論書面には以下に関する詳細を記載するものとされている⁵¹。

- 主張書面中で相手方が認める事実および法的主張
- 主張書面中で相手方が否認する事実および法的主張とその理由
- 相手方が主張するその他の事実および法的主張

当事者が書面の提出を完了すると、当事者が審理の方法について合意していない限り、仲裁廷が審理の方法を決定する⁵²。審理は口頭審理または証拠を取り調べる方法で行うことができる。仲裁廷はカンボジア国内の仲裁地に関係なく、適切と思う方法、場所で面談及び審理を行うことができる。仲裁廷は審理の日時、場所、方法を決定し、審理の 15 日前までに両当事者に通知する⁵³。当事者が異なる合意をしていない限り、口頭審理は非公開で行われる⁵⁴。

仲裁手続において、各当事者は申立て、反対請求及び抗弁を根拠付ける事実、適用される法令、取引慣行の証明責任を負う⁵⁵。一般論としては、各当事者がそれぞれの証拠を収集・提出する責任を負う。しかし、仲裁廷は当事者に重要と思われる書面および証拠の提出を命じることがもできる⁵⁶。さらに、仲裁廷は全証拠の許容性、関連性、具体性、重要性について独自に判断を下す。

証人と鑑定人は、当事者が証明責任を果たすための証拠になり得る。仲裁廷は各当事者に彼らが呼ぼうとしている証人もしくは鑑定人を特定した届出を求めることができる⁵⁷。また、仲裁廷は、当事者が呼ぼうとしている証人を許可、制限もしくは拒否する裁量を有

⁵¹ 同 22.3

⁵² NCAC 規則 24.1

⁵³ 同 24.4

⁵⁴ 同 24.6

⁵⁵ 同 25.1

⁵⁶ 同 25.2

⁵⁷ 同 26.1

する。さらに、仲裁廷は当事者間に別段の合意がない限り、特定の争点について仲裁廷に報告をする独自の鑑定人を選任し、当事者に対し鑑定人による精査にふさわしいと思う証拠を提出するよう命じることにもできる⁵⁸。

最後に、仲裁のどの時点においても、当事者は仲裁廷に暫定措置を要請することができる⁵⁹。NCAC規則は、暫定措置について以下のように規定している。

NCAC 規則 28.2

暫定措置とは、その事案の本案に関して仲裁廷の最終判断に影響を与えることのない必要かつ緊急の処分をいう。例えば以下のような命令を含む。

- a. 紛争解決の間の現状の維持もしくは回復
- b. ①現在もしくは差し迫った危害、または②仲裁手続そのものに対する不利益を引き起こしそうな行動を回避するための措置
- c. 後に続く仲裁判断で容認される可能性のある資産の保全手段の提供
- d. 紛争の解決に関連する重要な証拠の保存

なお、暫定措置を要求する多くの場合の状況の繊細さから、仲裁廷はその措置から引き起こされる可能性のある他方当事者の損害を保護するために、暫定措置を求める当事者に対し適切な担保の提供を求めることができる⁶⁰。

4 仲裁判断・決定

NCAC規則は、紛争に関連する全ての意思決定に関する詳細な手続を定めている。まず、仲裁廷による判断及び決定は、原則として仲裁人の過半数によって行われる⁶¹（もし仲裁人が単独の場合は、その仲裁人のみによって行われる。）。しかし、手続的決定につい

⁵⁸ 同 27.1

⁵⁹ NCAC 規則 28.1

⁶⁰ 同 28.5

⁶¹ 同 32.1

ては、仲裁の遅延や追加費用の発生を回避するために、単独仲裁人もしくは複数の仲裁人の場合の議長が単独で行うことができる⁶²。

仲裁廷は、最終判断を下す際に一定の要件を満たす必要がある⁶³。まず、仲裁判断は書面でなされなければならない。原則として判断の理由を示さなければならない。また、仲裁判断書に仲裁判断の日付、場所が記載され、単独仲裁人もしくは複数の仲裁人の場合は過半数の仲裁人による署名がなされなければならない。さらに、仲裁判断書を両当事者に示す前に、精査のために事務総局に提出しなければならない。事務総局への提出期限は、仲裁手続の終結宣言から45日以内である⁶⁴。

事務総局は仲裁判断書の原稿を受け取ってから30日以内に内容を精査して必要な修正を提案する⁶⁵。しかし、事務総局は仲裁判断の本案に関する精査をすることはできず、形式や理由付けについてのみ精査する。事務総局の修正提案に従うか否かの最終判断は仲裁廷にある。

当事者に仲裁判断が下された後、当事者は仲裁廷に対し、仲裁判断で見つかった計算ミス、タイプミスその他同様のミスについて訂正を要請することができる。また、当事者は特定の事項又は仲裁判断の一部に関する解釈もしくは仲裁手続の中では議論されたけれども仲裁判断からは漏れている争点に関する追加の仲裁判断を求めることもできる⁶⁶。

第6章 商事仲裁判断の拒否と承認及び執行 (内国及び外国仲裁判断)

1 内国仲裁判断の取消し

⁶² 同 32.2

⁶³ 同 34

⁶⁴ NCAC 規則 35.1

⁶⁵ 同上

⁶⁶ 同 38.1

内国仲裁判断の取消事由を発見した当事者は、①仲裁判断を受領した日、もしくは②（該当する場合）仲裁廷による仲裁判断の訂正、解釈が行われた日もしくは追加仲裁判断の日から30日以内に取消しの申立てを行うことができる⁶⁷。仲裁判断の取消しを管轄するのは控訴裁判所と最高裁判所である⁶⁸。裁判所は、以下の場合に仲裁判断を取り消すことができる。

仲裁法第44条(2)

仲裁判断は、控訴裁判所又は最高裁判所によって、以下の場合に取消すことができる。

(a) 申立人が以下の証拠を提出した場合

- (i) 仲裁合意の当事者が無能力であったこと、またはその仲裁合意が当事者が指定した法令によりもしくはその指定がない場合はカンボジア法により無効であること
- (ii) 申立人が、仲裁人の選任または仲裁手続に関し、適切な通知を受けなかったことまたはその他の理由により防御することが不可能であったこと
- (iii) 仲裁判断が仲裁合意に定められていない紛争もしくは合意条項の範囲内にはない紛争に関するものであること、または仲裁合意の範囲を超える事項に関する判断を含んでいること。この場合、仲裁合意事項に対する判断が合意されていない事項に対する判断から分離可能なときは、合意されていない事項に対する判断の部分のみを取り消すことができる。
- (iv) 仲裁廷の構成または仲裁手続が、仲裁法で許容される範囲での仲裁合意もしくは仲裁法に従っていなかったこと

(b) 控訴裁判所又は最高裁判所が以下の判断をした場合

- (i) 紛争の対象事項が、カンボジア法の下では仲裁により解決することができないこと
- (ii) 仲裁判断の承認が、カンボジアの公の秩序に反すること

2 承認及び執行

⁶⁷ 仲裁法第44条

⁶⁸ 同法第42条、第43条

(1) 内国仲裁判断の承認及び執行

内国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者は、控訴裁判所に申立てをしなければならない⁶⁹。申立てにあたっては、仲裁判断の原本と仲裁合意書（もしくは認証済みのそれらの写し）を提出しなければならない。仲裁判断と仲裁合意書がクメール語以外の言語の場合、申立人は認証済みの翻訳文も提出しなければならない⁷⁰。控訴裁判所は、後述の（3）で述べるような限定された理由（「仲裁判断の承認及び執行の拒否理由」）に基づいてしか、承認及び執行を拒否することができない。控訴裁判所の決定に不服のある当事者は、15日以内に最高裁判所に不服を申し立てることができ、最高裁判所の判断は終局的かつ確定力のあるものとなる⁷¹。

(2) 外国仲裁判断の承認及び執行

ニューヨーク条約の実施に関する法律、仲裁法及び民事訴訟法は、カンボジアの裁判所に全ての仲裁判断を拘束力のあるものとして承認するための手続と法的手段を与えている。仲裁判断を執行するために、申立人は、控訴裁判所に書面で申立てを行わなければならない⁷²。申立書には、仲裁判断の原本と仲裁合意書（もしくは認証済みのそれらの写し）が含まれていなければならない⁷³。仲裁判断と仲裁合意書がクメール語以外の場合は、申立人は認証済みの翻訳文も提出しなければならない。申立てがなされると、裁判所は仲裁判断の承認及び執行に関する限定的な拒否理由のいずれかが申立書に記載されていない限り、その仲裁判断を承認しなければならない。仲裁判断が適用される当事者は、裁判所が仲裁判断の承認及び執行に関する申立書を受理してから60日以内に異議を申し立てる権利を有する⁷⁴。もし上記当事者が期限内にそのような異議の申立てをしなかった場合は、控訴裁判所の承認及び執行の決定に対し、最高裁判所に不服を申し立てる権利を

⁶⁹ 仲裁法第42条

⁷⁰ 同法第45条

⁷¹ 仲裁法第43条

⁷² ニューヨーク条約の実施に関する法律第6条

⁷³ 同法第7条

⁷⁴ 同法第9条

失う。不服の申立てに対する裁判所の判断は、終局的かつ確定力のあるものとなる⁷⁵。

なお、我々が知る限り、これまで2件の外国仲裁判断が、カンボジア国内で承認されている。

(3) 仲裁判断の承認及び執行の拒否事由

裁判所が仲裁判断の承認及び執行を拒否できる事由は極めて限られている。裁判所は、以下の場合にのみ仲裁判断の承認及び執行を拒否できる。

仲裁法第46条

- (1) 仲裁判断が不利益に援用される当事者が下記の事項を証明した場合、
 - (a) 仲裁合意の当事者が無能力であったこと、またはその仲裁合意が当事者が指定した法令によりもしくはその指定がない場合はカンボジア法により無効であること
 - (b) 申立人が、仲裁人の選任または仲裁手続に関し、適切な通知を受けなかったことまたはその他の理由により防御することが不可能であったこと
 - (c) 仲裁判断が仲裁合意に定められていない紛争もしくは合意条項の範囲内にない紛争に関するものであること、または仲裁合意の範囲を超える事項に関する判断を含んでいること。この場合、仲裁合意事項に対する判断が合意されていない事項に対する判断から分離可能なときは、合意されていない事項に対する判断の部分のみを取り消すことができる
 - (d) 仲裁廷の構成または仲裁手続が、仲裁法で許容される範囲での仲裁合意もしくは仲裁法に従っていなかったこと
 - (e) 仲裁判断が、その判断がされた国もしくは判断の基礎となった法令の属する国においていまだ当事者を拘束するものとなるに至っていないことまたはその判断がされた国の裁判所により取消されもしくは停止されたこと
- (2) 控訴裁判所が以下の判断をした場合

⁷⁵ 同法第23条

- (a) 紛争の対象事項が、カンボジア法の下では仲裁により解決することができないこと
- (b) 仲裁判断の承認が、カンボジアの公の秩序に反すること

なお、カンボジアの裁判所又は公的機関は、これまで「公の秩序」という用語に関する判例や解釈を示したことはない。

第7章 解決されるべき課題

1 仲裁判断の定義

「内国仲裁判断」の用語は民事訴訟法で用いられているが、その定義は仲裁法にも民事訴訟法にも見当たらない。他方、「外国仲裁判断」の用語はニューヨーク条約、ニューヨーク条約の実施に関する法律及び民事訴訟法で用いられ、ニューヨーク条約の実施に関する法律第2条第1項によると、「外国仲裁判断」は「カンボジア以外の国で下されたもしくはカンボジア以外の国の法律の手續に従って下された仲裁判断」と定義されている。さらに、仲裁法では「国際仲裁」が定義されている。しかしながら、仲裁法にいう国際仲裁による判断が常に外国仲裁判断と認められるかは疑問である。

仲裁法によると、仲裁は以下の場合に「国際的」と判断される。

仲裁法第2条 (h)

- (i) 仲裁合意の当事者が、その合意時に異なる国に営業所を有していた場合、又は
- (ii) 次の場所の1つが、当事者が営業所を有する国の外にある場合
 - 仲裁合意で定められているか、仲裁合意によって定まる仲裁地
 - 商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連する地、又は
- (iii) 当事者が仲裁合意の対象事項が2か国以上に関連すると明示的に合意した場合
- (iv) 本条 (h) の適用上、
 - 当事者が2以上の営業所を有するときは、営業所とは仲裁合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。
 - 当事者が営業所を有しない場合は、常居所による。

以上により、カンボジア国外における仲裁判断もしくはカンボジア以外の国の法律に基づく仲裁判断は、外国仲裁判断と判断される。他方、NCACにおいてNCAC規則に基づいて行われた仲裁は、内国仲裁判断と判断されるであろう。しかし、NCACおよびNCAC規則の下でカンボジア国内で行われた商事仲裁は、内国仲裁判断でありながら、国際仲裁判断と判断されることもあり得る（例えば、仲裁合意の時点で、少なくとも一方当事者がカンボジア以外の国に営業所を有していた場合）。

結論として、国際仲裁による判断は必ずしも外国仲裁判断とは限らない。カンボジアの手続法の下で国際仲裁を解決しようとする当事者は、その仲裁判断がニューヨーク条約の下では外国仲裁判断とはみなされない可能性があること、すなわちニューヨーク条約の下で予定されている執行手続、ニューヨーク条約の下の保護の対象にならない可能性があることに留意しなければならない。

そもそも、仲裁法は国際仲裁か国内仲裁かに関係なく1つのルールを規定した法律であり、結論に違いがない以上、仲裁法であえて国際仲裁を定義する意味はない。他方、内国仲裁判断か外国仲裁判断かは、適用される条約、法律、手続に影響してくる。仲裁法がカンボジアにおける商事仲裁の基本法である以上、混乱を招く国際仲裁の定義をやめ、真正面から内国仲裁判断、外国仲裁判断の定義を定める必要があると考える。

2 内国仲裁判断の承認及び執行に関する管轄

ニューヨーク条約の実施に関する法律、仲裁法及び民事訴訟法によると、外国仲裁判断の承認及び執行は、控訴裁判所の管轄に属する。しかし、内国仲裁判断については、その承認及び執行に関する管轄について疑問が生じる。民事訴訟法と仲裁法は、内国仲裁判断の承認及び執行に関し矛盾する管轄を定めているのである。

民事訴訟法第353条第5項は、内国仲裁判断についての執行決定を求める申立ては、関連する始審裁判所が管轄すると定める。すなわち、民事訴訟法は、内国仲裁判断の承認及び執行は始審裁判所が管轄することが好ましいと考えている。他方で、仲裁法42条は、仲裁判断（内国と外国を含む）の取消し、承認及び執行は控訴裁判所の管轄に属すると規定している。

両法の矛盾は、カンボジア国内における内国仲裁判断の承認及び執行にあたり、管轄裁判所が特定できないという問題を引き起こす。

民事訴訟法第1条は、「民事訴訟（Civil actions）に関する手続は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。」と規定している。すなわち、特定の事項に関し、民事訴訟法と異なる法律が存在する場合は、その法律が優先すると定めている。従って、現状では仲裁法が民事訴訟法に優先し、控訴裁判所が内国仲裁判断の承認及び執行に関する管轄を有することになると解釈するほかないと考えるが、将来的には法律改正による両者の矛盾の解消が望まれる。

3 裁判所と仲裁廷による暫定措置

商事紛争の間、裁判所もしくは仲裁廷を通じた暫定措置（保全処分）は当事者の関心事であろう。

民事訴訟法は裁判所による保全処分とその執行に関する手続を定めている。他方、仲裁法と NCAC 規則は、仲裁廷による暫定措置の要件、手続についてのみ定めており⁷⁶、暫定措置の執行方法について明確な定めをしていない。要件に関しても、仲裁法には「仲裁廷が必要と判断する場合」という抽象的な定めがあるだけである。また、暫定措置に関する裁判所と仲裁廷の判断に齟齬が生じた場合の調整、暫定措置の第三者への拘束力も不明確である。加えて、NCAC 規則 28 によると、仲裁廷によって行われる暫定措置は仲裁判断の形式をとるが、その場合、暫定措置の執行にあたり、内国仲裁判断の承認及び執行に関する手続を経なければならぬかは疑問である。もしそうだとしたら、当事者が仲裁廷で暫定措置を得ることは時間の浪費である。また、①執行債務者の財産状態の変更によって、強制執行が不可能もしくは極めて困難になるおそれがあるとき、または②当事者の一方の地位に著しい損害もしくは差し迫った危険を生ずるおそれがある場合に行われる暫定措置の性質に反する。

シンガポールのような仲裁制度の発達した国では、暫定措置の執行に関する簡易な手続を規定している。また、国際商事仲裁モデル法は 2006 年の改正の際、前記のような種々の問題点を調整するための規定を新設している。その一部は NCAC 規則にも取り入れられているが、やはり仲裁法がカンボジアにおける商事仲裁に関する基本

⁷⁶ 仲裁法第 25 条、NCAC 規則 28

法である以上、暫定措置の要件、裁判所と仲裁廷による暫定措置の関係、仲裁廷による暫定措置の執行方法などを明確にする仲裁法の早期改正が待たれる。

【注意事項】

本レポートは、作成時点でカンボジア国内で効力を有する条約、法令に関し、可能な限り調査をした上で作成されている。しかしながら、裁判所の判例や政府の公的見解が極めて乏しい現状においては、我々の見解が必ずしも裁判所や政府の見解と一致しない可能性があることにご留意いただきたい。

添付1 略語表

No.	正式名称	略語
1.	国立商事仲裁センター (National Commercial Arbitration Centre)	NCAC
2.	国立商事仲裁センターの仲裁規則 (Arbitration Rules of the NCAC)	NCAC 規則
3.	外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, 1958)	ニューヨーク条約
4.	外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の承認及び実施に関する法律 (Law on Approval and Implementation of the United Nations Convention on Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, 2001)	ニューヨーク条約の実施に関する法律
5.	商事仲裁法 (Law on Commercial Arbitration, 2006)	仲裁法
6.	国立商事仲裁センターの組織と機能に関する政令 (Sub-Decree on the Organization and Function of the National Commercial Arbitration Centre, 2009)	政令
7.	国際投資紛争解決センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes)	ICSID
8.	国家と他の国家の国民との投資紛争の解決に関する条約 (Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, 1965)	ICSID 条約
9.	国連国際商取引委員会 (United Nations Commission on International Trade Law)	UNCITRAL
10.	国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration, 1985) (2006年改正)	国際商事仲裁モデル法 (UNCITRAL モデル法)

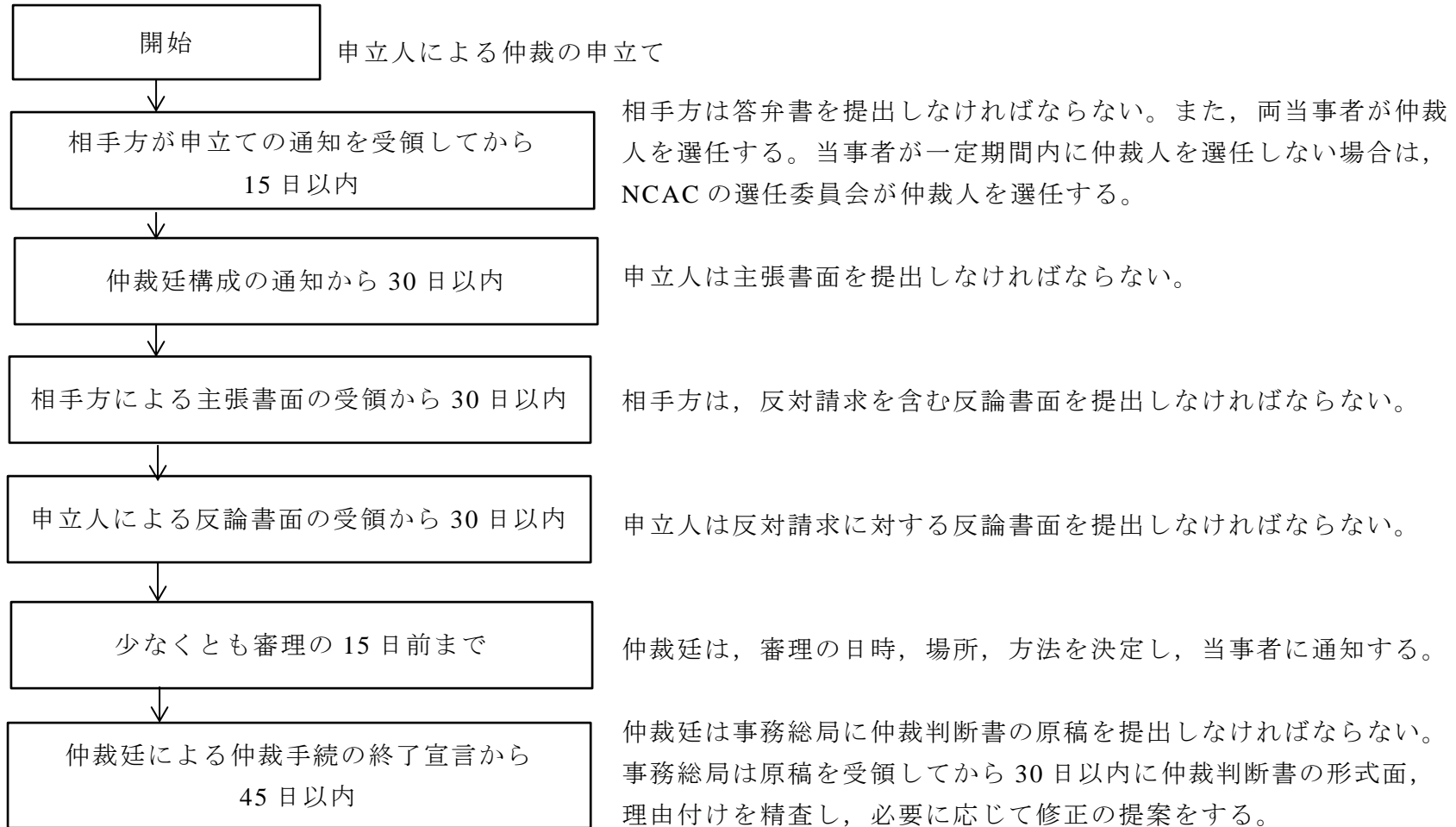
添付 2

カンボジアの商事仲裁の歴史と近年の発展

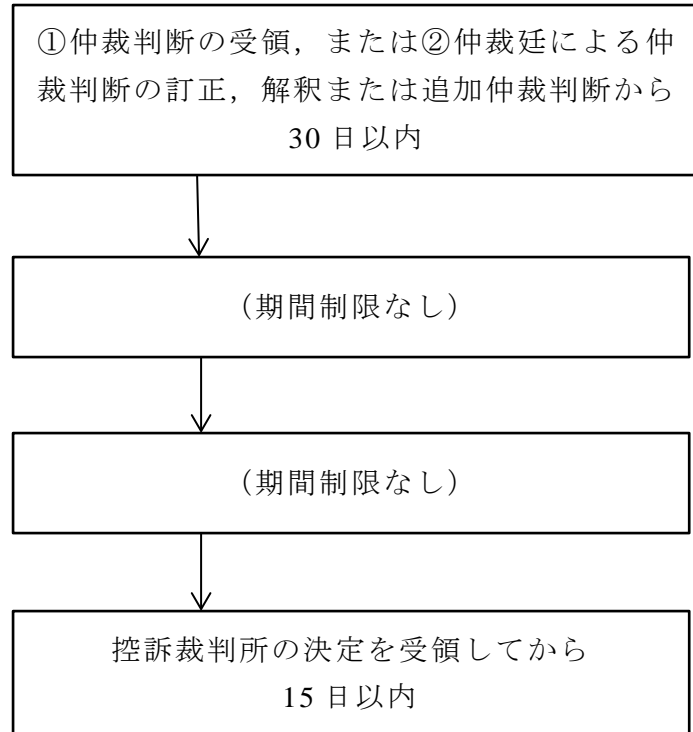
1960 年	ニューヨーク条約加盟
2001 年	ニューヨーク条約の実施に関する法律制定
2006 年 5 月	仲裁法制定
2006 年 7 月	民事訴訟法制定
2009 年 8 月	政令発令
2010 年 3 月	仲裁人候補者の選任
2010 年 12 月	政令の第 52 条の変更
2010 年－2011 年	試験による仲裁人の選任
2013 年 1 月	NCAC の公式の運用開始
2014 年 7 月	NCAC 第 1 回総会 (NCAC 内部規則及び NCAC 規則採択)

添付3 カンボジアの商事仲裁の流れ

1 NCACにおける仲裁



2 内国仲裁判断の取消し（一方当事者が取消事由を発見した場合）



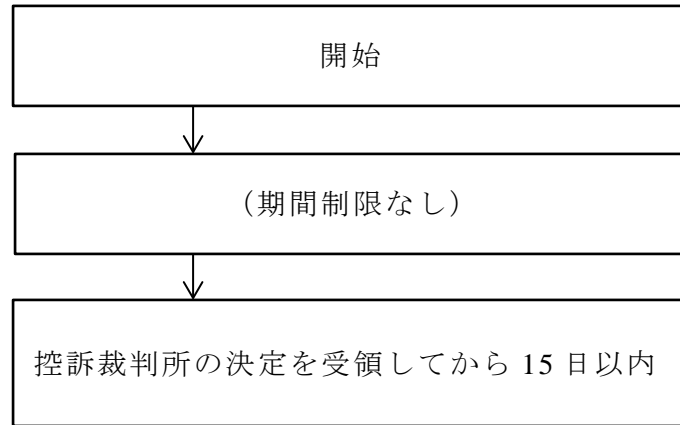
当事者は，控訴裁判所に内国仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

控訴裁判所は，当事者から要求があり適切だと考える場合，仲裁廷に仲裁手続再開の機会を与えるため，もしくは仲裁廷が取消事由を取り除くための手段を講じる機会を与えるため，取消手続を停止することができる。

控訴裁判所は申立てに対する決定を下す。

不服のある当事者は，最高裁判所に不服を申し立てることができる。最高裁判所による判断の期間，手続はまだ規定されていない。

3 内国仲裁判断の承認及び執行

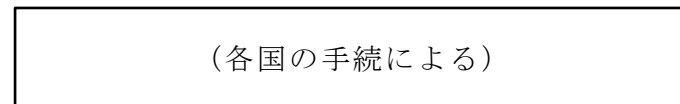


内国仲裁判断を執行しようとする当事者は、控訴裁判所に承認及び執行の申立てをしなければならない。

控訴裁判所が決定を下す。

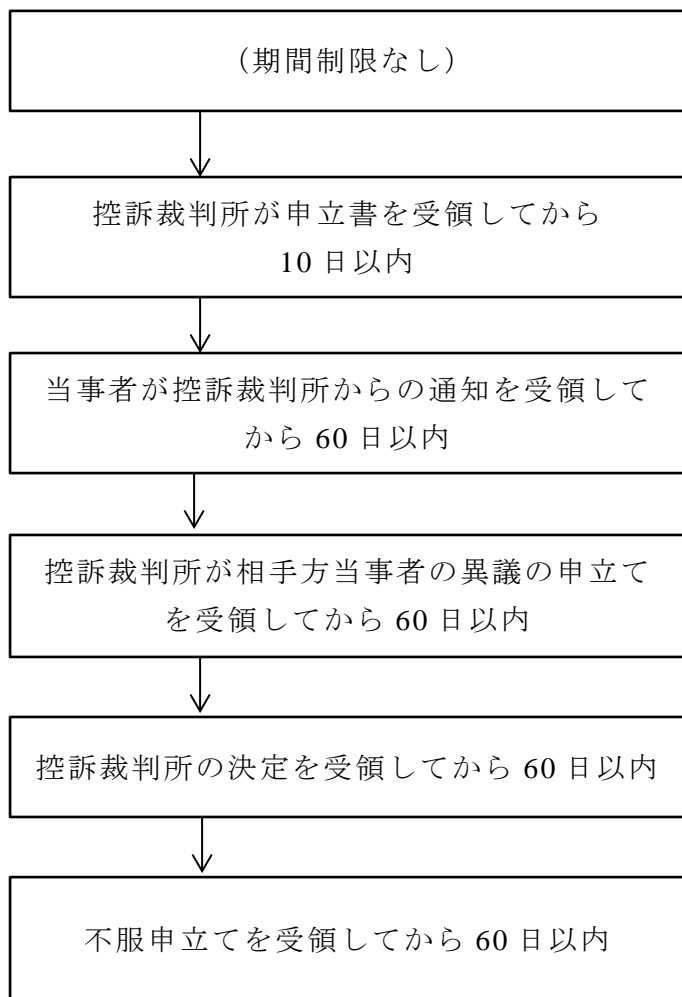
不服のある当事者は最高裁判所に不服を申し立てることができる。最高裁判所による判断の期間、手続はまだ規定されていない。

4 外国仲裁判断の取消し



カンボジアの裁判所は外国仲裁判断の取消しを行わない。外国仲裁判断の取消しを求める当事者は、当該仲裁判断が出された国の手続に従わなければならない。

5 外国仲裁判断の承認及び執行



控訴裁判所に外国仲裁判断の承認及び執行の申立てをする。注：承認及び執行手続のいつの段階においても、当事者は控訴裁判所に暫定措置（保全処分）の申立てを行うことができる。

控訴裁判所は外国仲裁判断が適用される当事者に通知をする。

仲裁判断が適用される当事者は異議を申し立てることができる。異議を申し立てない場合は、最高裁判所に不服を申し立てる権利を失う。

控訴裁判所は当該外国仲裁判断を承認すべきか否か決定する。控訴裁判所は異議を申し立てた当事者に対し、担保の提供もしくは保全処分を命じることができる。

不服のある当事者は、最高裁判所に不服を申し立てることができる。

最高裁判所が決定を下す。最高裁判所は控訴裁判所に差し戻すことはできない。最高裁判所の決定は終局的かつ確定力のあるものとなる。

※NCAC 規則 5.1：「日」は午前 7 時から午後 7 時までを指す。午後 7 時以降は次の日として計算される。受領地において期間の最終日が非営業日の場合、その期間は直近の営業日まで延長される。カンボジアにおいては、土曜日、日曜日、祝日は非営業日として扱われる。